

第202300321982号

令和6年3月26日

公益社団法人 鳥取県宅地建物取引業協会長 様

鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課長

(公 印 省 略)

土砂災害警戒区域等の解除等について (通知)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域並びに同法第9条第8項に規定する土砂災害特別警戒区域について、別添写しのとおり解除等をしたので御承知ください。

なお、今回解除等した区域については、宅地建物取引業法 (昭和27年法律第176号) 第35条第1項第2号及び第14号に規定する重要事項の説明義務が生じることを申し添えます。

対象市町村：倉吉市、北栄町、日南町

担 当

県土整備部河川港湾局治山砂防課

採石担当 田中

電 話：0857-26-7819

ファクシミリ：0857-26-8130

起案箇所一覧表

R6.3.26告示

番号	種類	告示箇所番号	箇所名	市町名	告示図書所在地	イエロー区域	レッド区域	備考
1	土石流	I-1-2-16-30	長谷川	倉吉市	倉吉市余戸谷町	区域の変更	全部解除	
2	急傾斜	I-1349	巖城地区	倉吉市	倉吉市巖城	区域の変更	一部解除	
3	急傾斜	II-2826	西高尾4地区	北栄町	東伯郡北栄町西高尾	区域の変更	一部解除	
4	土石流	II-1-3-36-162	下石見谷川	日南町	日野郡日南町下石見	区域の変更	全部解除	

新規指定: その箇所として、初めて指定する場合のみ

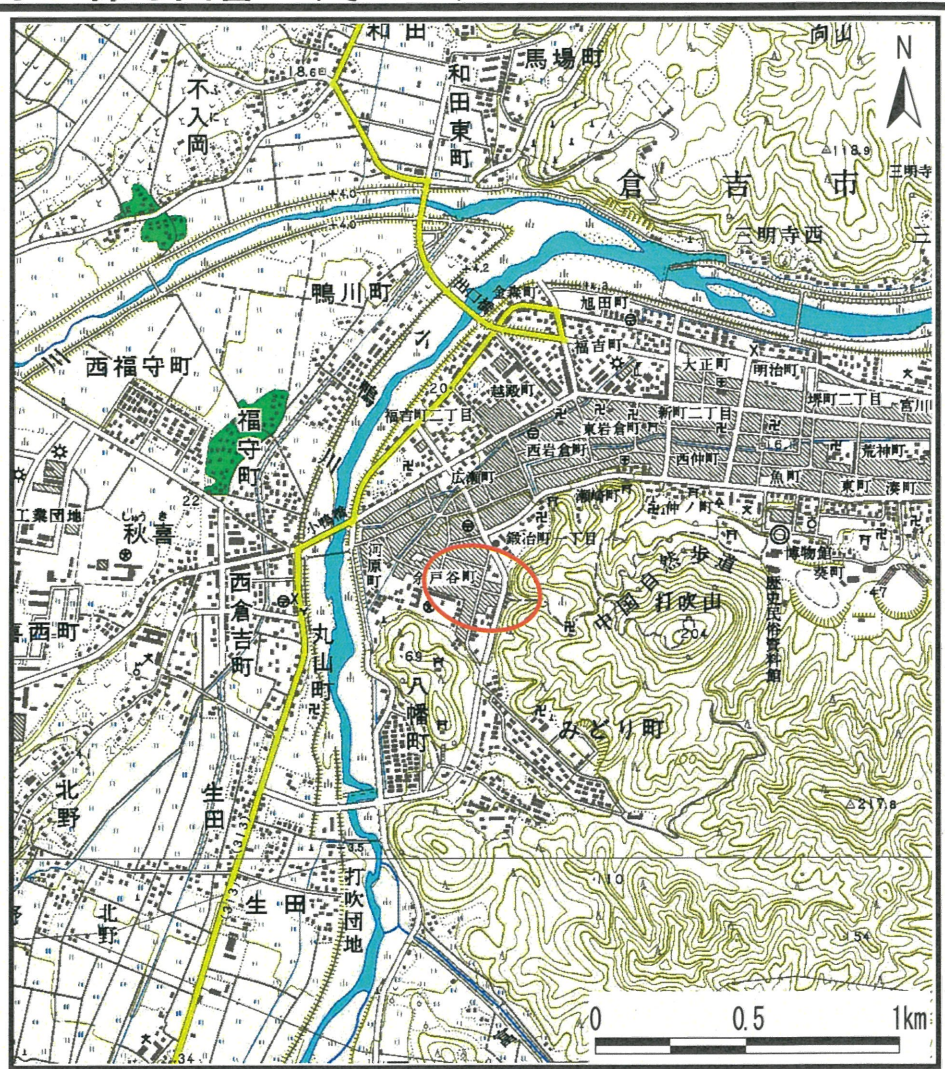
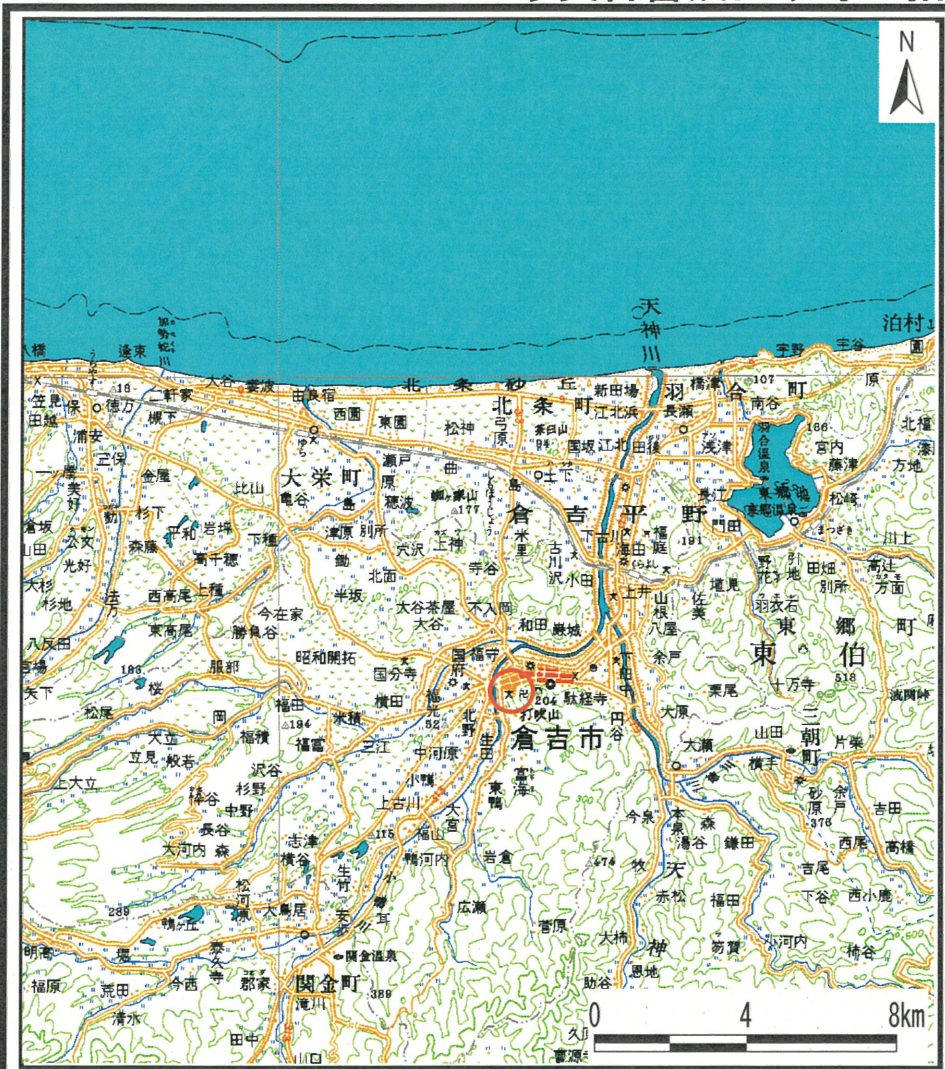
全部解除: 前回指定に対し、区域が全部無くなる場合

一部解除: 前回指定に対し、区域が一部無くなる場合(区域の変更との違いに注意すること)

区域の変更: 前回指定に対し、場所により面積が減るところと増えるところが混在する場合

図面の変更: 区域の変更がなく、公示図書の変更を要すもの(例: レッド区域の解除に伴い、イエロー区域は変わらないが、共通の公示図書を利用することから告示上、公示図書を変更する措置)

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その1）

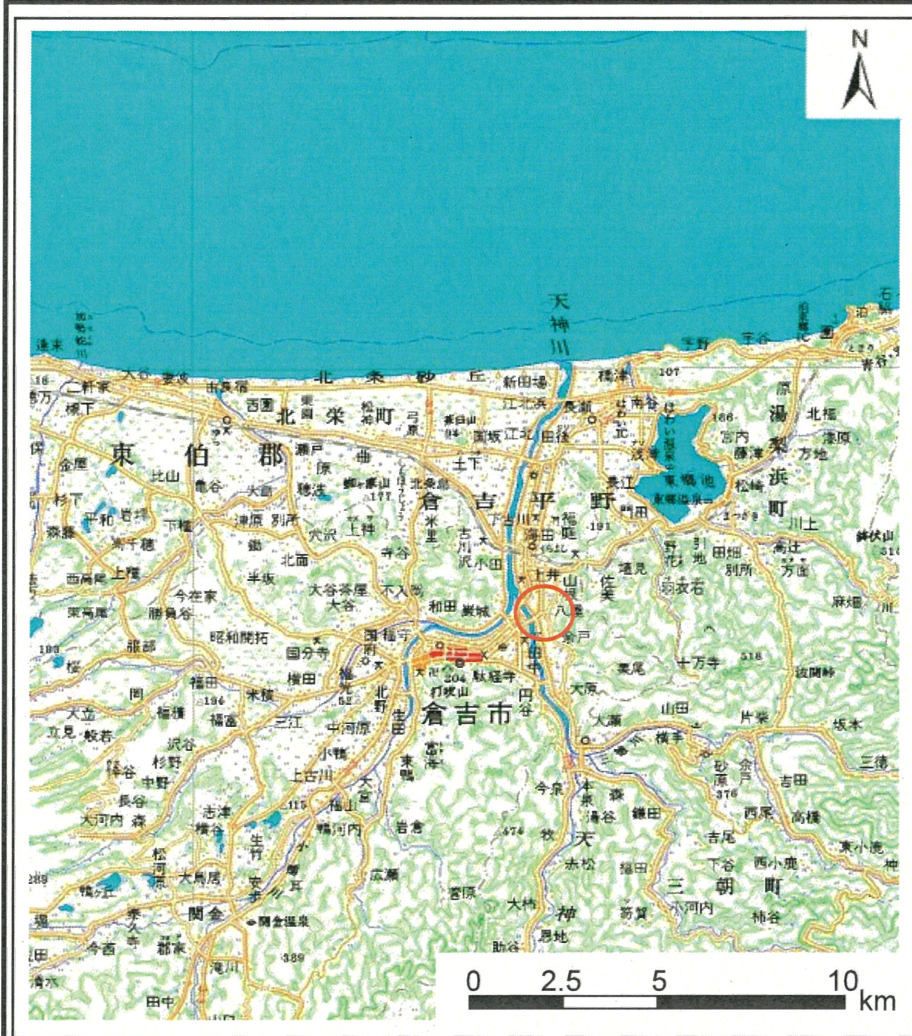


様式-1 (土)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図

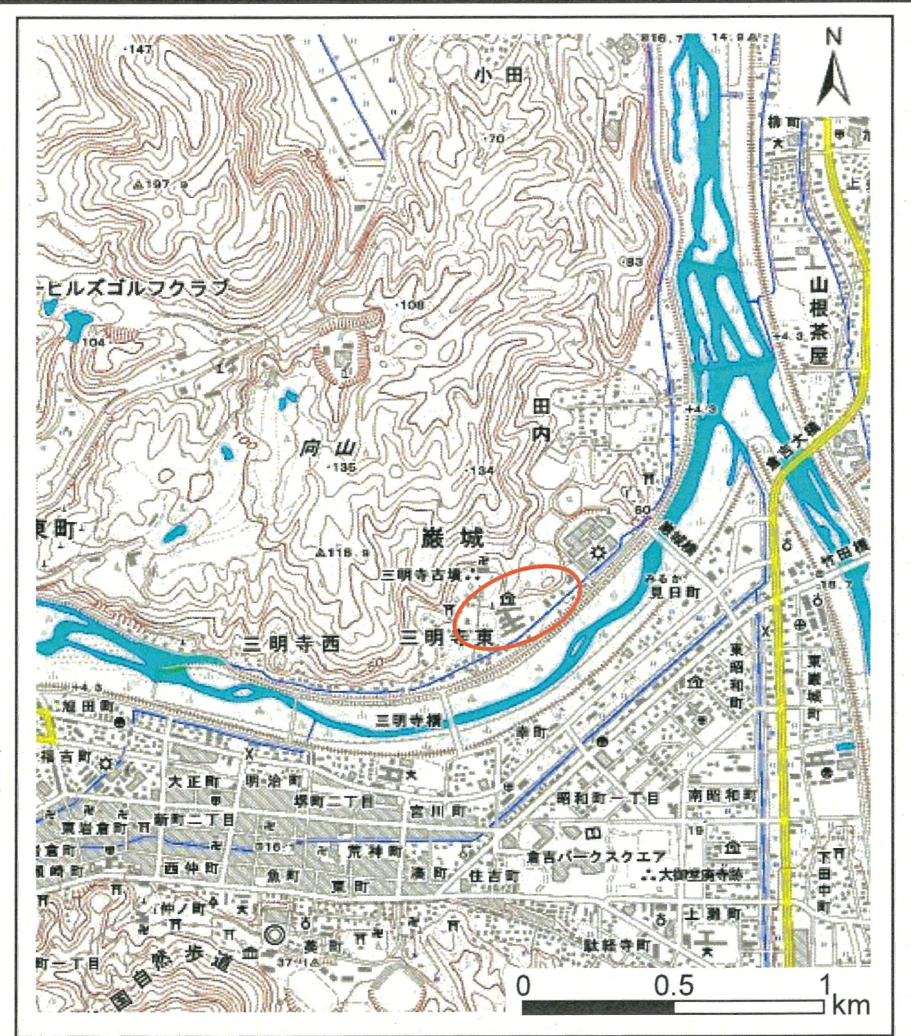
自然現象の種類	土石流
溪流番号	I-1-2-16-30
溪流名	長谷川
所在地	鳥取県倉吉市余戸谷町

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図20000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第465号）
また、この地図を複製する場合は、国土地理院長の承認を得なければならない。

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その1)



(1/200,000)



(1/25,000)

様式-1(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
位置図

自然現象の種類

箇所番号

箇所名

所在地

急傾斜地の崩壊

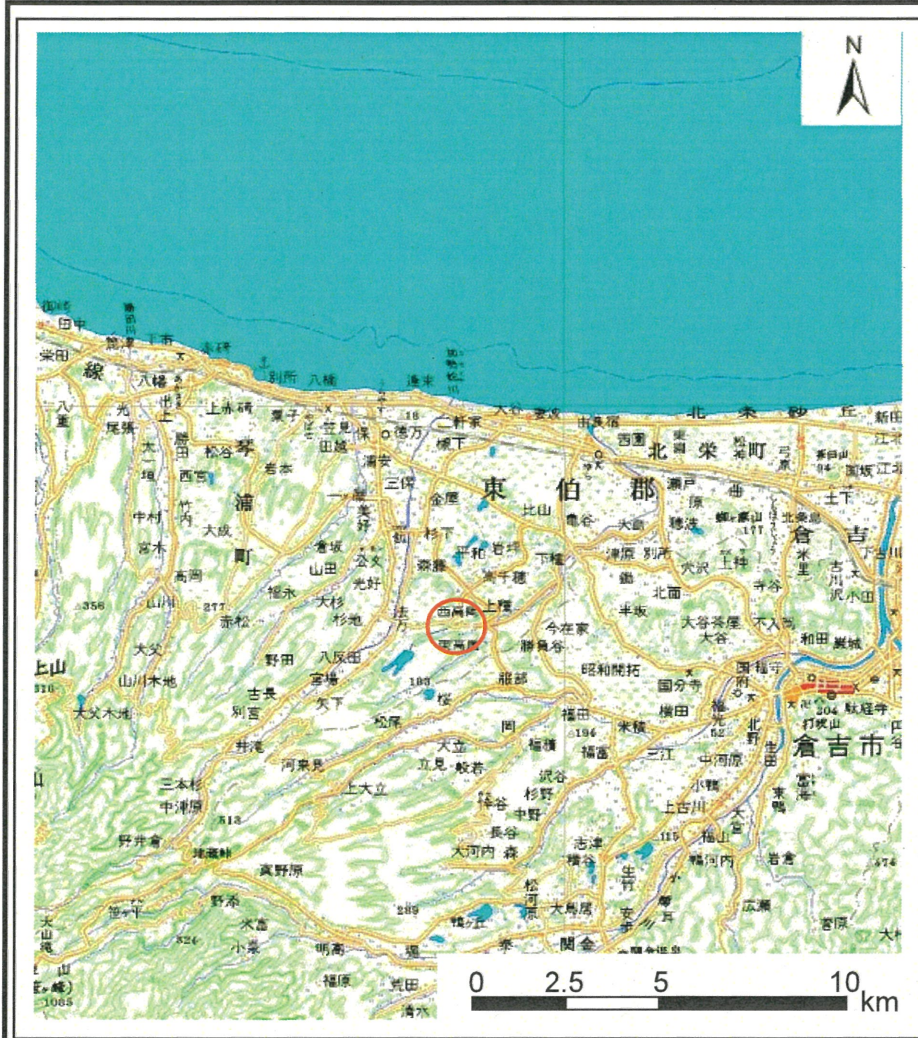
I-1349

巖城地区

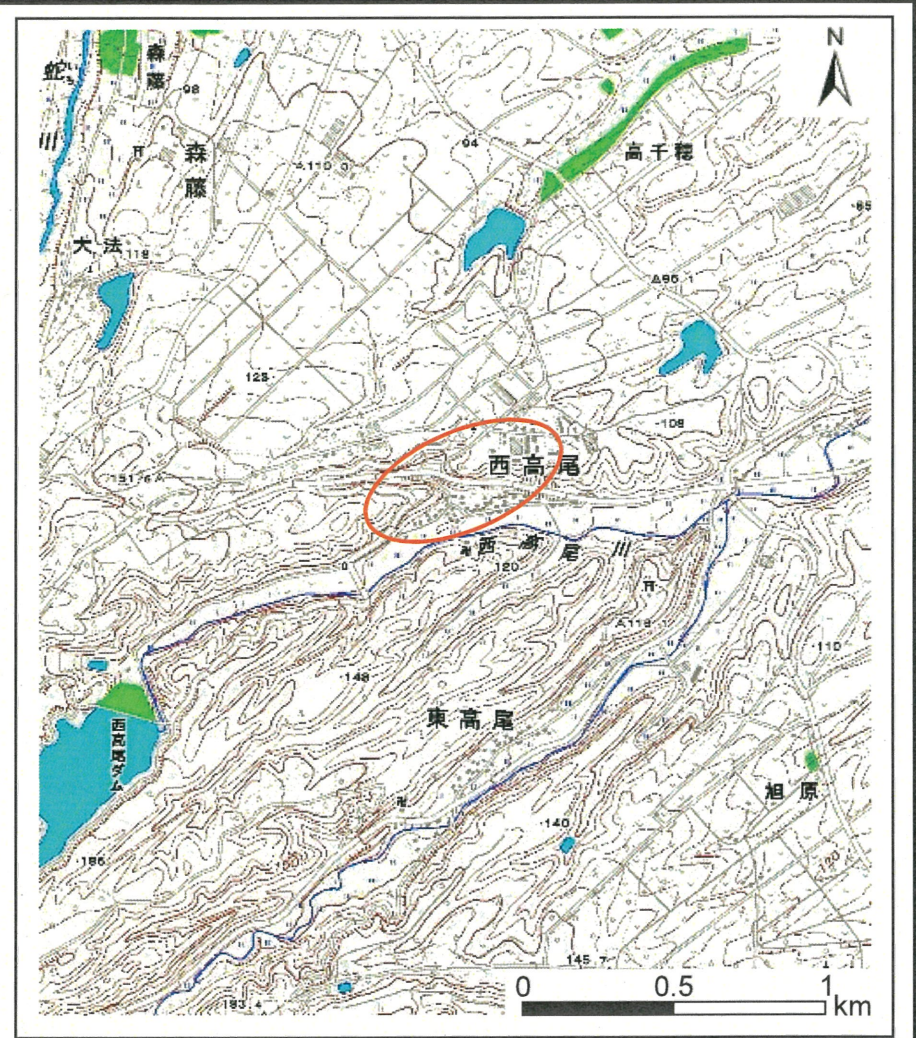
鳥取県倉吉市巖城

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図20000(地図画像)、数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情複 第465号)
また、この地図画像を複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その1)



(1/200,000)



(1/25,000)

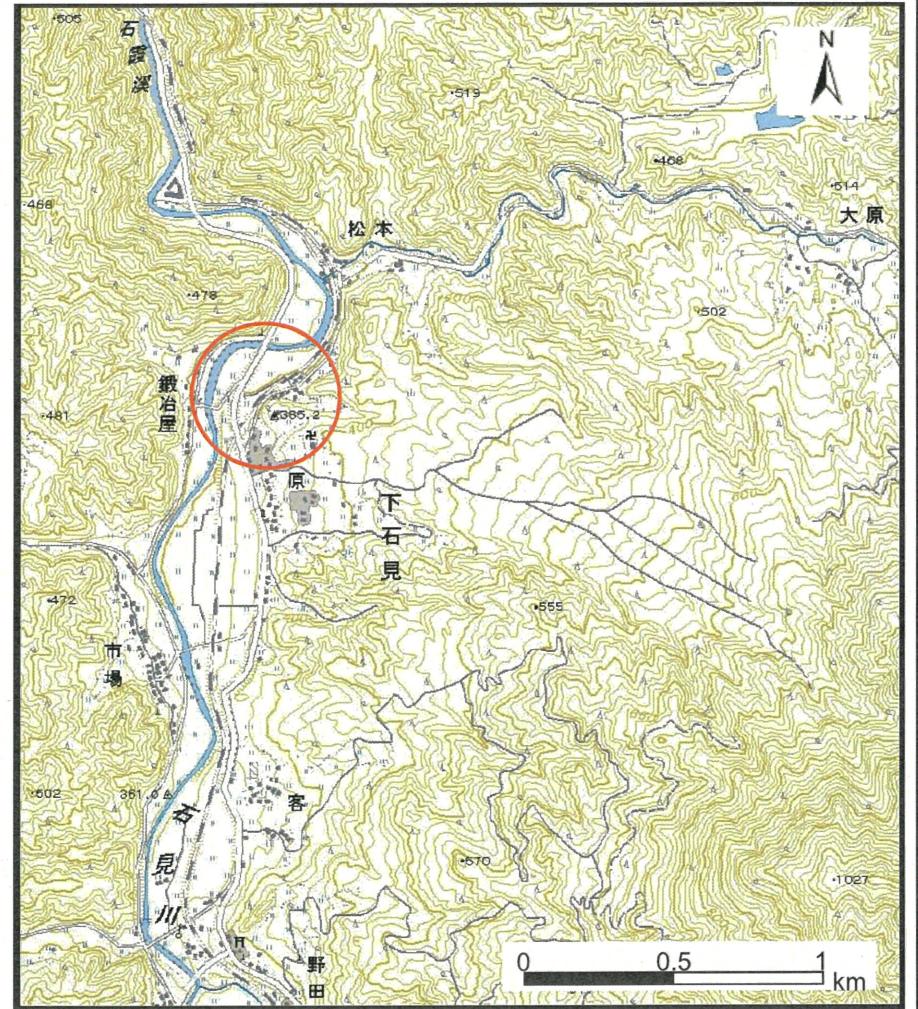
様式-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	箇所番号	Ⅱ-2826
	箇所名	西高尾4地区
	所在地	鳥取県東伯郡北栄町西高尾

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図20000(地図画像)、数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情複 第465号)
 また、この地図画像を複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

土砂災害警戒区域等の指定に係る図書（その1）



(1/200,000)



(1/25,000)

様式-1(土)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
位置図

自然現象の種類	土石流
溪流番号	Ⅱ-1-3-36-162
溪流名	下石見谷川
所在地	鳥取県日野郡日南町下石見

測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 4JHf 249

本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。